

## 「(仮称)名張市市民公益活動促進条例」に盛り込む項目及び内容

試 案	修 正 試 案
前文	
<p><b>1. 目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民公益活動の促進に関する基本理念を定める。</li> <li>・市民、市民公益活動団体、事業者及び市の役割を明らかにする。</li> <li>・市が行う施策を定めることにより、市民公益活動の促進を図り、個性豊かで、魅力と活力にあふれた地域社会の実現を図る。</li> </ul>	
<p><b>2. 定義</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民とは、市内に住み、又は市内で働き、<u>学ぶ者及び市内に事業所を置く事業者、市内で活動する団体等をいう。</u></li> <li>・市民公益活動とは、市民が自発的かつ自主的な意思によって行われる不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。<u>ただし、営利、特定の個人等の私益追求、主たる目的が政治・宗教等に関する活動、公益を害するおそれのある活動は除く。</u></li> <li>・市民公益活動団体とは、市民公益活動を主な目的に継続して活動を行う団体をいう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>学ぶ者をいう。</u></li> <li>・<u>事業者とは、営利を目的とする事業を行う個人、又は法人をいう。</u></li> </ul> <p><u>ただし、次に掲げるものを除く。</u></p> <p>(1) <u>営利及び特定の個人等の利益を追求することを目的とする活動</u></p> <p>(2) <u>宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動</u></p> <p>(3) <u>政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動</u></p> <p>(4) <u>特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目</u></p>

	<p style="text-align: center;"><u>的とする活動</u></p> <p style="text-align: center;"><u>( 5 ) 公益を害するおそれのある活動</u></p> <p><u>・協働とは、市民、市民公益活動団体、事業者及び市が、それぞれの果たすべき責任と役割を認識し、相互に協力して行動することをいう。</u></p> <p>事業者としての役割を明確にする必要があるため、自治基本条例の市民の定義から「事業者」を除き、改めて「市民」及び「事業者」の定義をした。</p> <p>市民公益活動の除外規定を明確化した。「私益」より「利益」の表現が一般的であり適切であることから「利益」に修正した。</p> <p>「協働」の定義を追加した。</p>
<p><b>3 . 基本理念</b></p> <p><u>・市民、市民公益活動団体、事業者及び市が対等の立場で、それぞれの特性と役割を理解し、協働して地域社会の発展に努める。</u></p> <p><u>・市民、市民公益活動団体、事業者及び市は、互いに情報を共有するとともに、自主性及び自立性を尊重する。</u></p> <p><u>・市が、市民公益活動を支援するにあたって、支援の内容及び手続きについては、公平かつ公正で透明性の高いものとする。</u></p>	<p><u>・市民、市民公益活動団体、事業者及び市は、市民公益活動が個性豊かで魅力と活力にあふれた地域社会の実現に向けて果たす役割を深く認識し、対等な立場で、それぞれの特性を尊重し、互いに理解を深め、協働して地域社会の発展に努める。</u></p> <p><u>・市民公益活動の促進にあたっては、自発性及び自立性を尊重するとともに、透明性を基本とし、互いに情報の公開及び共有に努める。</u></p> <p>基本指針の市民公益活動と行政との協働の原則にそった内容で整理し、修正した。</p> <p>「市の支援にあたっての内容及び手続きの透明性等」については、市の役割の項目で謳うことにしたので削除した。</p>

<p><b>4 . 市民の役割</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民は、基本理念に基づき、市民公益活動に関する理解を深め、自発的にその活動に参加するよう努める。</li> <li>・市民は、市民公益活動の発展及び促進に協力するよう努める。</li> </ul>	
<p><b>5 . 市民公益活動団体の役割</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民公益活動団体は、基本理念に基づき、地域社会の一員として<u>自己責任のもとに活動し</u>、その活動内容が広く市民から理解されるよう努める。</li> <li>・市民公益活動団体は、<u>その活動に伴う社会的責任を自覚し</u>、市民の参加を促進するとともに、<u>活動を担う人材の育成に努める。</u></li> <li>・市民公益活動団体は、<u>必要に応じて、他の市民公益活動団体等及び市と連携して市民公益活動の推進に努める。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民公益活動団体は、基本理念に基づき、地域社会の一員として、<u>社会的責任を自覚し</u>、その活動が広く市民から理解されるよう努める。</li> <li>・市民公益活動団体は、<u>開かれた活動を通じて市民の参加を促進するとともに、他の市民公益活動を行うもの及び市と連携して市民公益活動の促進に努める。</u></li> </ul> <p>内容を整理し修正した。</p> <p>連携が必要となるものは、他の市民公益活動団体だけではなく、市民、事業者を含め広く「市民公益活動を行なうもの」全てをいうことから修正した。</p>
<p><b>6 . 事業者の役割</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、基本理念に基づき、地域社会の一員であることを認識し、市民公益活動に関する理解を深め、自発的にその活動の発展と促進に協力するよう努める。</li> <li>・事業者は、<u>必要に応じて、他の市民公益活動団体等及び市と連携して市民公益活動の推進に努める。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、<u>他の市民公益活動を行うもの及び市と連携して市民公益活動の促進に努める。</u></li> </ul> <p>連携が必要となるものは、他の市民公益活動団体だけではなく、市民、他の事業者を含め広く「市民公益活動を行なうもの」全てをいうことから修正した。</p>

<p><b>7 . 市の役割</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、基本理念に基づき、市民公益活動の促進のための施策に取り組む。</li> <li>・市は、<u>市民公益活動に関する情報の積極的な提供及び推進体制の整備に努める。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、<u>市民公益活動を促進するため推進体制を整備するとともに、施策を行うにあたっては、その内容及び手続きが、公平かつ公正で透明性の高いものとする。</u></li> </ul> <p>「市の支援にあたっての内容及び手続きの透明性等」については、支援だけではなく施策全般をさすことから「施策を行うにあたっての内容及び手続きの透明性」と修正した。</p> <p>「情報の積極的な提供」については、市が実施する基本的施策で謳うので削除した。</p>
<p><b>8 . 市が実施する基本的施策</b></p> <p>市は、市民公益活動を促進するため、市民、市民公益活動団体及び事業者と協力し、次に掲げる施策に取り組む。</p> <p>例</p> <p>( 1 ) 新たなしくみ・制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民公益活動団体と市との間において、お互いの役割分担を定め、委託等に基づき、課題解決に向けて取り組むことができる制度の創設</li> <li>・市民公益活動団体と既存の地域組織の機能面を重視した連携策の検討</li> <li>・市民公益活動促進事業の推進及びその評価制度の創設</li> </ul> <p>( 2 ) 人材支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材派遣制度の充実</li> <li>・市民公益活動を支える人材を育成するための講座の整備</li> </ul> <p>( 3 ) 財政的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民公益活動事業の拡充</li> <li>・既存の助成制度の見直し</li> </ul> <p>( 4 ) 活動拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全市的な市民公益活動の拠点として「市民活動支援センター」の充実</li> <li>・市内に存する既存施設の有効利用</li> </ul>	<p><b>8 . 基本施策</b></p> <p>( 1 ) <u>活動場所の提供並びに情報の収集及び提供並びに人材育成の環境及び基盤づくりに関すること。</u></p> <p>( 2 ) <u>市民公益活動に参加することができる機会づくりに関すること。</u></p> <p>( 3 ) <u>市民、市民公益活動団体、事業者及び市の相互連携及び協働のしくみづくりに関すること。</u></p> <p>( 4 ) <u>その他市民公益活動を促進するために必要があると認める事項</u></p> <p>基本施策を、基本方針の施策の視点及び方策にそった項目で整理し、個別の施策については別途規定することにした。</p>

<p><b>9 . 組織の設置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この条例に基づく市民公益活動を促進するための組織を設置</li> </ul>	<p><b>9 . 市民公益活動促進委員会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民公益活動の促進に関し、市長の諮問に応じて、必要な事項を調査審議するため、名張市市民公益活動促進委員会を設置する。</li> <li>・委員会は、市民公益活動の促進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。</li> <li>・委員会は、委員 1 2 人以内で組織する。</li> <li>・委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱、又は任命する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>( 1 ) 市民</li> <li>( 2 ) 市民公益活動団体関係者</li> <li>( 3 ) 事業者</li> <li>( 4 ) 学識経験者</li> <li>( 5 ) その他市長が適当と認める者</li> </ul> </li> <li>・委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。</li> <li>・委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</li> </ul> <p>委員会について規定した。</p>
	<p><b>10 . 委任</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。</li> </ul>